

医療費が高額になりそう、医療機関で高額な医療費を支払った時

Q 入院することになり、病院から「限度額適用認定証」の案内を受けました。どのような手続きを行えば良いですか？

A 「限度額適用認定申請書」をご加入している協会けんぽ支部宛に郵送していただくことで申請できます。

限度額適用認定証利用の流れ

① 申請書を記入して郵送する。



限度額適用認定申請書を記入して、ご加入している協会けんぽ支部宛にご郵送下さい。

○申請書は、協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

② 限度額適用認定証が届く。



受付日から1週間程度でご指定の住所宛に「限度額適用認定証」が届きます。

③ 医療機関に提示する。



受診する医療機関で、届いた「限度額適用認定証」を保険証と一緒に提示します。

③が終了した時点でお客様に行っていただくお手続きは完了です。

その後は、**自己負担限度額**までに計算された金額を医療機関にお支払します。

Q 限度額適用認定証が間に合わなかった等の理由により、医療機関で高額な医療費を支払いました。払戻しは受けられますか？

A 高額療養費制度により、同一月（1日から月末まで）に支払った医療費の自己負担額が**自己負担限度額**を超えた場合に、払戻しを受けることができます。

Q 支払った医療費を確認したところ、自己負担額が自己負担限度額を超えていました。手続きの流れ、支払いまでの期間を教えてください。

A 医療費が高額になった**診療月ごとに**「**高額療養費支給申請書**」をご記入いただきご加入している協会けんぽ加入支部宛にご提出ください。

◇けがによる受診の場合は、「**負傷原因届**」が必要となりますので、こちらもご記入いただき、併せてご提出ください。

高額療養費の払戻しに要する期間について

払戻しは、医療機関から提出される診療報酬明細書（治療内容等の詳細）の審査を経て行いますので、診療月から**4か月以上**かかります。医療費が高額になりそうなときは、予め「限度額適用認定証」のお手続きが便利でおすすめです。

自己負担限度額及び**高額療養費制度**の詳細は、ホームページ上部、「高額な医療費を支払ったとき」をご確認ください。